

静岡市告示第150号

静岡市屋外広告物条例等の規定による区域等を指定した告示（平成15年静岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和 4年 3月 25日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則中「並びに第6条第1項第2号及び第4号」の次に「並びに第9項」を加える。

本則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 条例第6条第9項の地域の活動に貢献するもの

- (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号の滞在快適性等向上区域内の土地の所有者若しくは地上権若しくは賃借権を有する者又は当該区域内の建築物の所有者
- (2) 都市再生特別措置法第73条第1項の都市再生整備歩行者経路協定及び同法第74条第1項の都市利便増進協定を締結した者（同法第118条第1項の都市再生推進法人を除く。）
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第1項の認定計画提出者
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の組合
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の60第1項の道路協力団体
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の河川協力団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第30条に規定する審議会の議決を経て、市長が適当と認めるもの

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。